

調達要求番号：5SRD1A06105

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕様書番号	
産業廃棄物（廃タイヤ） 処理役務	小郡駐業-C-Z-000027	
	作 成	令和 7年12月17日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	小郡駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、小郡駐屯地において実施する産業廃棄物（廃タイヤ）（以下“廃タイヤ”という。）処理の部外委託役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

1.2.1

廃タイヤ

小郡駐屯地で不用となった使用済みタイヤのことをいう。（細部は、別紙参照。）

1.3 関係法令等

次の法令等は、この仕様書の規定する範囲内において、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 廃棄物処理法
- b) 廃棄物処理法施行規則

2 処理に関する要求

2.1 処理の要領

- a) 小郡駐屯地内に集積した廃タイヤを運搬処理する。役務履行に必要な車両は委託契約を請け負う者（以下「受託者」という。）が準備する。また、廃タイヤの引渡しを受けた後、官側が示す受領書を提出する。
- b) 受託者は法令等に基づき処理を実施するものとし、各処理過程の写真を撮影しマニフェストに添えて検査官に提出する。
- c) 受託者は、法律に示す業種資格（他業者に下請けさせる場合は、下請負業者の資格）の証明書写しを、契約締結までに提出する。
- d) 収集・運搬の日時については、事前に管側と調整する。
- e) 作業中に駐屯地内施設を破損した場合は、受託者の責任において現状復旧するものとする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他

本役務は、この仕様書によるほか不明な点・疑義が生じた場合は、官側と協議の上実施する。